

大阪市選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による令和6年9月2日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年9月6日

大阪市選挙管理委員会

委員長 大内 啓 治

- 1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の50分の1の数、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数	45,233
---------	--------

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	382,704
---	---------

6分の1の数	376,939
--------	---------

- 2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第27条第2項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者を除く。）の総数の3分の1の数

北 区	39,178
-----	--------

天王寺区	21,621
------	--------

城 東 区	46,904
-------	--------

都島区	29,636	浪速区	20,293	鶴見区	30,334
福島区	22,770	西淀川区	26,845	阿倍野区	30,276
此花区	17,832	淀川区	51,394	住之江区	32,581
中央区	31,290	東淀川区	48,190	住吉区	42,268
西区	29,741	東成区	22,863	東住吉区	36,710
港区	22,113	生野区	28,576	平野区	51,748
大正区	17,464	旭区	25,500	西成区	27,757

(行政委員会事務局選挙部選挙課)

(令和6年9月6日揭示済)